

会津大学宇宙情報科学研究センター運営委員会規程

(2019年4月1日規程第2号)

(趣旨)

第1条 この規程は、会津大学学内運営組織等に関する規程（平成18年4月1日規定第10号）第30条第1項に定める宇宙情報科学研究センター（以下「センター」という。）運営委員会（以下「運営委員会」という。）の組織及び運営方法その他必要な事項について定めるものとする。

(審議事項)

第2条 運営委員会は、次の各号に掲げる事項を調査審議する。

- (1) センターの管理運営に関すること
- (2) センターに関する規程の制定および改廃に関すること
- (3) センターが行う共同利用・共同研究活動に関すること
- (4) センターの公募審議・選定委員会委員の指名に関すること
- (5) その他、センター長が必要と認める重要な事項に関すること

(運営委員会委員)

第3条 運営委員会は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) センター長
- (2) 学術コミュニティ委員 若干名
- (3) 学内委員 若干名

2 前項第2号の委員の数は、運営委員総数の2分の1以上でなければならない。

(委員の任期)

第4条 前条第1項の委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、任期中に欠員が生じたときは、速やかにこれを補充するものとし、新たに委員となった者の任期は前任者の残任期間とする。

(運営委員会委員長)

第5条 運営委員会に委員長を置き、センター長をもって充てる。

2 委員長は運営委員会を招集し、議長となる。

3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名した委員がその職務を代行する。

(議事)

第6条 運営委員会は、委員の過半数の出席により成立し、出席委員の過半数をもって決定する。可否同数のときは、議長がこれを決する。

2 委員が遠隔地におり、インターネット等を利用した遠隔会議システムなどにより運営委員会に参加する場合も出席と認める。

(書面による表決)

第7条 委員長は、やむを得ないと認められるときは、運営委員会の開催に代えて、書面により表決をとることができる。

2 前項の場合、委員長は、表決の結果を速やかに委員全員に報告するものとする。

(委員以外の者の出席)

第8条 運営委員会が必要と認めたときは委員会に委員以外の者の出席を求め、説明または意見を聞くことができる。

(庶務)

第9条 運営委員会に関する庶務は、センター事務局において処理する。

(補則)

第10条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則

この規程は、2019年4月1日から施行する。